

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人 岩下和雄外108名

被控訴人 国

## 意見陳述書

平成30年12月19日

福岡高等裁判所第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 馬 奈 木 昭 雄

**裁判所は事実をありのままに見て、合意の形成を目指してください。**

私は、本件控訴審の審理をはじめると際し、御庁はぜひ事実をありのままに見て、行政と反対住民の間に対話が行われ、合意形成が可能となるような審理を行って下さることを切望しています。

すでに相代理人が述べたとおり、控訴人らが設定し提起した争点について原判決の認定が誤っていることは、事実をありのままに現実のとおり直視すれば自明のことだと考えます。

しかし、原判決はあえてその「自明の事実」に目をそらし目をつぶった判断をしている、としか評価できない認定を行っています。

私は原審が2017年3月30日付で行った、本件執行停止申立事件の却下決定について、同年5月22日「権力にすり寄った司法であってはならない」という意見を述べさせていただきました。私はその中で、「無礼をも顧みず、あえて意見を申し上げたい」とお断りしたうえで、「裁判長、私どもは、司法は公正な判断が行われる場所だと確信しています。私ども訴

訟代理人もそうありたいと願って訴訟の一端を担っています。しかし、今指摘したような同一の裁判長によって、まったく相矛盾したあまりに偏頗な偏った判断が示されれば、国民は戸惑い、驚きあきれ、司法に対する信頼は地に落ちることになるのだと考えております。」と意見を述べました。

本件控訴人たちは、この川原地区に数世代、場合によっては十世代以上にわたって長年月定住し生活してきたのです。祖先伝来ここで生まれ、育ち、農地を耕して生活の糧を得、結婚して家族を作り子を育てています。その子もまたこの川原の地において、同様の生活を送りそれが未来へずっと継続されていくはずでした。裁判長、私たちが提出した写真集を良く見てください。その写真に写っている控訴人たちや子供たちの笑顔と日常生活を肌で感じて下さい。控訴人らは、戦車ならぬブルドーザーや重機によって家を押つぶされ、農地を踏みつけられます。本件事業によって、家も農地もこれまでの生活も、将来にわたる生活もそこで育まれていた子供たちの笑い声も、長年月築かれてきた文化も、人々との絆も、墓所までもすべて根こそぎ奪われ、控訴人らはこの川原から追い出されてしまうのです。

原判決はこの私たちの訴えに対し、「代替土地が用意されている」と答えました。私はこの判断に「冷たい空気」を感じます。本件事業に反対する住民の訴えに正面から向き合い、本件事業を行うことの意義を説得力を持って語り、住民との合意を形成する努力をしようとは最初から考えてなどいないと思ってしまうのです。その態度は、結局国民にとって司法は権力者・行政にすり寄り、その意思に適合した判断を行っていると思取られることになってしまうのではないのでしょうか。

私は、現在私たちが法廷で適用される基本となる近代市民法の根本原則は、主権者たる市民一人一人が何ものにも拘束されない自由な意思表を行い、その自由な意思が合致した合意を形成することによって物事を決定し、実行していくということだ、と学んできました。行政の事業の正当性、合

理性に疑問を持つ市民が、司法にその正当性、合理性の判断を求めている時、「行政は広範な裁量権を持っている」、「広範な裁量権の下では合理性を欠くということはいけない」などという、「魔法の言葉、決まり文句」をあたかも切り札のジョーカーのように多発して、主権者としての住民の主張を「問答無用」というかのように切捨てていくことに、非常に残念な思いをいただいております。裁判所はありのままの事実を素直に直視し、その事実に基づいた合理性、正当性の判断を行うに際して、行政と住民間に存している疑問や問題点の指摘を説得力を持って解明し説得して、行政と住民間において対話と合意が形成できるように審理を行ってほしいと切望しています。

現在国会でも、誠実に話を尽くし、国民間の合意形成を図っていく、ということが忘れられているような権力による審議が強行されていることが指摘されています。それと同様のことが司法の審理においても行われることになれば、近代市民法の基本原則もまた、根本から揺らぐことになりかねません。裁判所への信頼もまた揺らぐことであり、そのことは民主主義そのものが揺らぐことを意味しています。

私は司法の一部と携わってきた者として、ぜひ御庁が事実をありのままに見ていただき、行政と控訴人らとの間で対話が行われ、合意形成を目指すことが可能となるように、審理を行っていただくことを切望します。